

公共交通等事業者人材採用・育成活動支援事業補助金交付要領

令和 7 年 6 月 1 日

一般社団法人兵庫県トラック協会

1. 事業目的

ドライバー不足の影響を受けるトラック事業者の人材採用・育成活動の取組を支援する。

2. 交付対象者

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 2 項に定める一般貨物自動車運送事業を営業者で、県内に営業所を有する者。ただし、資本金又は出資の総額が 10 億円以上の者（資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が 2,000 人を超える者）を除く。

3. 補助金の対象経費

- (1) 令和 7 年度に、一般貨物自動車運送事業に要する第 1 種運転免許の取得のために、指定自動車教習所へ支払った教習料及び特例教習受講料
 - (2) 令和 7 年度に、求人情報誌、求人サイト等へ支払った求人広告掲載料
 - (3) 令和 7 年度に、トラックドライバーの育成のための外部団体が主催する研修参加や社内研修を開催した場合の参加費用・経費
- (※令和 7 年度は、令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 2 月 27 日の期間をいう。)

4. 補助金の額

補助金の交付額は、上記 3 (1) (2) (3) の補助対象経費(税抜き)の合計に 1/4 を乗じた額以内(千円未満切り捨て)。但し、補助金の上限額は 1 事業者あたり 20 万円まで。

※ トラック協会から助成金を受けた(る)場合は、兵庫県の補助金との合計額が対象経費を超えるときは兵庫県の補助金を減額します。

5. 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとするときは、「交付申請書兼請求書」(様式第 1 号) 及び「算定基礎資料」(様式第 2 号)に『別紙』で定める上記 3 (1) (2) (3) の各資料を一括添付し兵ト協へ提出。なお、申請は申請期間を通じて 1 事業者 1 回限りとする。

※一度申請しますと 1 事業者の上限に達していなくても再申請は出来ませんのでご注意ください。

6. 申請期間

令和 7 年 4 月 1 日(火) ～ 令和 8 年 2 月 27 日(金)

上記期間中であっても補助額が予算に達した時点で受付を終了する。

7. 補助金の振込日

令和8年3月初旬（交付申請書兼請求書に記入された振込先口座へ振り込み）

8. 兵ト協の助成金交付申請について

兵ト協の会員については、それぞれ要件を満たしていれば兵ト協と併用申請が可能。
なお、その他の助成制度との併用申請は不可。

9. 補助金の交付決定

補助金の振り込みをもって交付決定とする。

10. 交付決定の取消し

兵庫県知事または兵ト協が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令並びに要綱、要領その他の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 暴力団等であるとき。

11. 申込み・問い合わせ先

（一社）兵庫県トラック協会 業務部

〒657-0043 神戸市灘区大石東町 2-4-27 TEL：078-882-5556

提出いただいた個人情報に関する書類は、本補助事業以外の目的には使用致しません。
また、提出いただいた書類は返却しませんのでご了承下さい。

(1) 貨物自動車運送事業に要する第1種運転免許の取得のために、指定自動車教習所へ支払った教習料及び特例教習受講料に対する補助

【条件】

- ・ 令和7年度(R7年4月1日～R8年2月27日)に取得した免許及び修了した特例教習
- ・ 対象となる取得免許は、「大型免許」・「中型免許」・「準中型免許」・「牽引免許」・「8t限定中型免許限定解除」・「5t限定準中型免許限定解除」の6種類 及び「特例教習」
- ・ 申請時点において、免許を取得(特例教習を修了)した従業員が選任運転者として自社(県内営業所)に在籍していること
- ・ 教習所への通学費用や運転免許試験場等にかかる費用等は対象外

【交付申請の添付資料】

- ・ 事業者が支払った額のわかる「領収書」等の写し(請求書・見積書等があれば添付)
※ネットバンキング支払の場合は、振込依頼時の受付完了書(依頼内容をプリントアウトしたもの) 及び 振込金の引き落としが確認できる資料(当座勘定照合表、普通預金通帳などの写し)を提出。受付完了書の振込先・振込元口座、金額等と一致しているか確認します。
- ・ 免許取得の場合「取得免許証」の写し
※マイナ免許証1枚持ちの場合は、運転免許情報を印刷し提出。
- ・ 教習所の「卒業証明書」・限定解除の場合は「技能審査合格証明書」等の写し、また特例教習の場合は「受講修了証」等の写し
※上記証明書類は、運転免許試験場へ提出前にコピーして下さい。
- ・ 免許取得者の「雇用保険被保険者資格取得等通知書」の写し
※事業者名と取得者名記載分
- ・ 免許取得者の「運転者台帳」の写し
※会社名・所属営業所名・採用年月日・選任年月日を明記して下さい。

【補助金額に関する留意事項】

- ・ トラック協会の助成金を受けた(る)場合 ※兵ト協会員に限る
例1：補助対象経費が 税抜き 21 万円で、トラック協会から助成金 10 万円を受けた場合
→ 兵庫県の補助金額は $210,000 \text{ 円} \times 1/4 = 52,000 \text{ 円}$ (千円未満切り捨て)
例2：補助対象経費 税抜き 12 万円で、トラック協会から助成金 10 万円を受けた場合
→ 兵庫県の補助金額は $120,000 \text{ 円} \times 1/4 = 30,000 \text{ 円}$ ですが、合計 13 万円と対象経費を超えた額となるため、兵庫県の補助金額は 20,000 円となります

(2) 求人情報誌、求人サイト等へ支払った求人広告掲載料に対する補助

① 求人媒体に求人募集を掲載した場合

【求人内容における条件】

- ・ 事業用ドライバー（いわゆる緑ナンバー）の募集であること。
- ・ 会社名、ドライバーの募集、勤務地が兵庫県内の営業所であることが明記されている。（事務員・作業員と併せて募集しているものも可）
- ・ 4月1日以降に募集したものが対象となるが、インターネットのサイト等は3月の最終週等から一定期間継続して掲載され、その期間の大半が令和7年度に含まれているもので、支払いが4月1日以降のものも対象とする。

※同時期に複数の媒体を使用した場合、若しくは同一の媒体で複数回掲載の場合も可。

【交付申請の添付資料】

- ・ 請求書または見積書の写し
- ・ 領収書等支払いの確認ができるものの写し
- ・ 実際に広告が掲載された事若しくは研修会開催や参加が証明できるもの（発行日が分かる求人情報誌等の写し、アップされているサイト画像のプリントしたもの参加証明書や開催案内）

② 自社ホームページに求人用のページを作成した場合

- ・ 事業用ドライバー（いわゆる緑ナンバー）の募集を4月1日に新たに作成した際にホームページ作成会社に委託した費用を対象とする。

【交付申請の添付資料】

- ・ 請求書または見積書の写し（4月1日以降に作成したことが分かるよう明細を添付）
- ・ 領収書等支払いの確認ができるものの写し
- ・ 採用ページの画像をプリントしたもの

(3) トラックドライバーの育成のための外部団体が主催する研修参加や社内研修を開催した場合の参加費用・経費に対する補助

【研修の例】

- ・ 運転技能向上を目的とした研修
- ・ 接客スキルの研修

※対象となるか不明な場合は兵ト協担当までご連絡下さい。

【交付申請の添付資料】

- ・ 外部研修会の申込書・修了証若しくは研修会の開催案内
- ・ 領収書等支払いの分かるもの[外部研修参加の場合]
- ・ 「講師費」「資料作成費」の請求書及び領収書等支払いの確認が出来るものの写し

以 上